

相模原市消防局とのコラボレーション商品等の製作提案募集要項

1 提案の趣旨

相模原市消防局(以下「市」という。)では、消防業務の理解を深めることや関心を高めること等を目的に、企業等とのコラボレーション商品の製作を行っています。「消防ブランド」を活用しつつ、企業等ならではのノウハウ・アイデアを生かし、市とのコラボレーション商品等(以下「商品等」という。)の製作が可能な企業等からの提案を募集します。

2 提案できる企業等

- (1) 提案の趣旨に賛同するとともに商品等の製作を希望する個人以外の者(以下「提案者」という。)です。
- (2) 提案者の本社・本店所在地は相模原市内外を問いません。
- (3) 次に掲げる業種は提案できません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種

イ 風俗営業類似の業種

ウ 消費者金融

エ たばこ

オ ギャンブルに係るもの

カ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

キ 占い、運勢判断に関するもの

ク 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

ケ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

コ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)により、連鎖販売取引と規定される業種

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者

シ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの

ス 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団の構成員等であるもの

セ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)により、競争入札の参加を制限されているもの

ソ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- タ 各種法令に違反しているもの
- チ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ツ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

3 商品等の取扱い

(1) 連携する事業内容

- ア 商品等の企画及び製作に関すること。
- イ 商品等の意匠及びノウハウに関すること。
- ウ 商品等の販売による消防情報等の発信に関すること。
- エ 前アからウのほか、本事業に必要な事項に関すること。

(2) 協議等

- ア 商品等の生産量、販売方法、販売期間等、本商品の製作及び販売又は使用のために必要な事項は、市及び提案者が協議の上、合意に至り次第、市と提案者間で協定を締結します。
- イ 上記アの協定の締結後、提案者は、事前に書面により市の承諾を得た上で商品等を製作し、販売又は使用することとします。

(3) 広告宣伝等の方法と事前承認

市は、提案者が商品等の広告宣伝又は販売促進のため、市の名称、写真等を商品等及び提案者とその関係する企業が発行するカタログ等の紙媒体並びに電子媒体に使用することを承諾します。ただし、提案者は使用に当たり事前に書面により市の承諾を得るとともに、市の信用を棄損してはなりません。

(4) 費用の負担

商品等に関する一切の費用は、提案者の負担とします。

(5) 損害等の負担

- ア 商品等に関する訴訟、苦情、要望等への対応及び第三者に損害を与えた場合の責任は、提案者が負うこととし、一切を市に請求しないものとします。
- イ 本事業の中断により、発生した損害は、提案者の負担とします。
- ウ 提案者が市の信用を棄損する行為を行ったときは、提案者は市に対し、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、損害賠償の額については、市及び提案者が協議の上、決定します。

(6) 成果の取扱い及び帰属

本事業に直接関係する考案、意匠、ノウハウ等一切の成果は、原則として市及び提案者が共有します。ただし、提案者の商品等の製作に係る考案等については、提案者に帰属します。

4 商品等の販売、使用等の有効期間

上記3(2)に基づき市と提案者は協定を締結することとし、有効期間は、締結の日から1年間とします。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、市又は提案者から書面による申出がないときは、1年間この協定は更新され、以後も同様とします。

5 提案方法

(1) 事前相談の申込み

提案者は、提案書類を提出される前に、必ず市に事前相談を行ってください。
事前相談では、提案内容等を確認させていただきます。

事前相談の申込みは、「相模原市消防局とのコラボレーション商品等の製作提案事前相談申込書【様式1】」を「9 お問合せ先」までメールにて送信してください。その際、メールの件名を「消防コラボ事前相談」として、本文に法人等名・担当部署・担当者名・電話番号を記載してください。

(2) 事前相談の実施

上記(1)による申込書の受付後、申込書の記載事項について、相談及び確認の機会を設けます。日時については、申込書を受け付け次第、連絡します。

※ 提案内容により、事前相談の機会を複数回設ける場合があります、商品等に独創性がない場合、市としての広報効果が見出せない場合、提案にあたる調整に折り合いがつかない場合等は、提案を受け付けることができません。

※ 事前相談に当たっての費用及びその後の商品製作等に係る費用は、提案者の負担とします。

(3) 提案書類の提出

提案者は、事前相談の後、「相模原市消防局とのコラボレーション商品等の製作提案申込書【様式2】」、「提案者の条件に関する確約書【様式3】」、「暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式4】」に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、持参又は郵送にて「9 お問合せ先」まで、1部提出してください。持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※ 事前相談を経していない提案書類は受付ができませんので、ご注意ください。

(4) 審査

ア 上記(2)及び(3)の事前相談及び提案書類に基づき、商品等の製作の可否を次の事項により審査します。

(ア) 「2 提案できる企業等」に適合していること

(イ) 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税の未納がないこと

(ウ) 役員等が相模原市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当するもの及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに該当しないこと

イ 審査通過後、提案者と協定書を締結します。審査を通過しなかった提案については、その旨を提案者に通知します。

(5) 募集の中断

企業等からの提案件数等の諸事情により、提案の募集を中断させていただくことがあります。この場合は、中断する日の1週間前までにホームページに中断する日を掲載します。また、再開する場合も同様に1週間前までに再開する日を掲載します。

6 提案に当たっての留意事項

- (1) 事前相談や提案内容、調整の結果によっては、実現できないことがあります。
- (2) 提案後、各種調整のため、実現するまでに時間を要することがあります。
- (3) 提案内容の実現後は、市の広報やPR等の機会において、商品等を利用・公表することがあります。
- (4) 提案内容(企画書等の説明資料などを含む。)は、実現に向けた調整に当たって、必要な範囲で、市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に、情報提供を行うことがあります。

7 協定の解除

- (1) 協定当事者の事情・瑕疵により、協定内容の維持が困難な場合には、協定を解除することがあります。提案者の事情・瑕疵による協定解除に伴い発生した損害は、提案者の負担とします。
- (2) 提案者が反社会勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む)と合理的に認められる場合又は次の各号のいずれかの行為を行った場合には、何ら通知をすることなく直ちに協定を解除します。
 - ア 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - イ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - ウ その他前ア及びイに類似するいかなる行為

8 様式・添付資料

- (1) 相模原市消防局とのコラボレーション商品等の製作提案事前相談申込書【様式1】
- (2) 相模原市消防局とのコラボレーション商品等の製作提案申込書【様式2】
- (3) 提案者の条件に関する確約書【様式3】
- (4) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書【様式4】

9 お問い合わせ先

〒252-0239 相模原市中央区中央 2－2－1 5

相模原市消防局消防総務課

電話 042-751-9105(直通) FAX 042-786-2471

E-mail syobousoumu@city.sagamihara.kanagawa.jp